

教企発第222号  
令和2年2月21日

酒田市監査委員 加藤 裕 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市教育委員会  
教育長 村上 幸太郎



定期監査結果に対する措置について

令和2年1月28日付監発第54号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

監査対象課等	監査結果		措置内容
教育委員会 企画管理課	指摘 事項	<p>重要物品について、企画管理課で管理している備品台帳と財産に関する調書を突合した結果、100万円を超える自動食器洗浄機が、平成29年度に廃棄されているにもかかわらず財産に関する調書に記載されていた。平成27年度の定期監査において、重要物品に記載漏れがあったことから指摘したが、改善されていないことは誠に遺憾である。</p> <p>平成31年度の決算においては遺漏のない調書を作成するのは勿論のこと、定期的な現況確認等により適正な物品管理を行うこと。</p>	<p>課内での備品購入及び廃棄の際の事務処理手順があいまいだったため、備品台帳の記載に不備が発生したと考えられる。</p> <p>学校の備品購入及び廃棄の際に用いる連絡票を、課内での購入、廃棄の事務処理の際にも用いることとし、備品台帳の入力担当者と連絡票を起票した担当者が双方で確認することに改めた。</p> <p>また、学校と連携し、定期的な現況確認等により適正な物品管理を行う。</p>

<p>教育委員会 社会教育文化 課</p>	<p>指摘 事項</p>	<p>酒田市民会館建築設備の定期検査報告書作成業務委託について、担当課が作成した仕様書の認定何の予定価格は168,000円(税抜)となっているが、設定した予定価格を超えた177,000円(税抜)で契約を締結していた。予定価格を確認した上で、契約を行う必要があったにもかかわらず、その手続きを怠っていた。</p> <p>今後こうした事態が起こることがないように、入札(見積)事務及び落札者の決定に係る事務処理は適正に行うこと。</p>	<p>契約伺いに予定価格を記載し、担当者の調書等作成時及び決裁時において、契約金額が予定価格内であることを、複数の職員により確認できるように対策を講じた。</p>
<p>教育委員会 スポーツ振興 課</p>	<p>指摘 事項</p>	<p>重要物品について、スポーツ振興課で管理している備品台帳と財産に関する調書を突合した結果、平成27年度に2台同時購入した100万円を超える陸上競技時計計測システムが、財産に関する調書には1台分しか記載されていなかった。</p> <p>決算作業時に契約検査課が作成した財産調書詳細リストを各課で確認しているが、スポーツ振興課及び契約検査課ともに十分な確認作業が行われていなかった。</p> <p>平成31年度の決算においては遺漏のない調書を作成するのは勿論のこと、定期的な現況確認等により適正な物品管理を行うこと。</p>	<p>購入した物品は、名称、時期及び価格がすべて同じだったため、調書作成の際に誤って1台と記載したものであると思われる。今後は、複数人で確認しながら事務処理を行っていく。</p> <p>また、定期的に現況確認を行い、適正に物品管理を行っていく。</p>
<p>教育委員会 社会教育文化 課</p>	<p>注意 事項</p>	<p>出羽遊心館使用料及び呈茶収入について、現金の金融機関への払込みが正当な理由もなく7日を超えていた。現金の保管期間が長いほど事故を誘発する懸念も高まることから、あらかじめ入金する曜日を決めるなど現金の取り扱い方法を検討すること。</p>	<p>指摘を受け、金額の多寡にかかわらず週1回入金処理をするよう改めた。</p>